

「ビーアールホールディングスグループ 人権方針」

ビーアールホールディングスグループ（以下、Br.HD グループ）は、「人と人」「技術と技術」の橋渡しを経営理念とし、人々が世代間の垣根を越えて、安心して暮らせる社会インフラを提供することで社会的責任を果たしてきました。人権尊重が企業の経営基盤の一つであると考えており、国際的に認められた人権を理解・尊重し、人権への負の影響を防止・軽減することで持続可能な社会の実現に向け貢献し続けていきます。

人権方針

1. 国際規範や法令の遵守

Br.HD グループは、国連の「国際人権章典」や国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」等の人権に関する国際規範を指示、尊重します。また、本方針は国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき策定しています。

2. 適用範囲

Br.HD グループのすべての役員および従業員に適用します。また、サプライチェーンをはじめすべてのステークホルダーの皆様にも、本方針を支持し人権尊重することを期待します。

3. 人権の尊重

Br.HD グループは、常に健全な職場環境を維持することに努め、各自の人権を尊重し、差別につながる行為は一切行いません。

- (1) 出生、国籍、人種、民族、信条、宗教、性別、年齢、各種障害、趣味、学歴、性的指向などに基づく非合理的なあらゆる差別を行いません。
- (2) 暴力、罵声、非望・中傷、威迫による業務の強制、いじめなどによる人権侵害行為は行いません。
- (3) パワーハラスメントやセクシャルハラスメントをはじめとした性別や職権・地位などを背景として個人の尊厳を傷つける一切のハラスメント（いやがらせ）を行いません。
- (4) 「個人情報保護規程」を遵守し、業務上知り得た社員および社外の人間の個人情報については、業務目的のみに使用し、厳重に管理します。
- (5) 労働関係法を遵守し、働きやすい健康な職場環境の維持に努めます。

4. ガバナンス・推進体制

Br.HD グループは、代表取締役社長を委員長とする倫理委員会において、人権に関する企業行動の徹底を図るための重要方針を審議、立案および推進します。

5. 人権デュー・デリジェンス

Br.HD グループは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に定める人権デュー・デリジェンスの仕組みに従って、人権への負の影響を特定し、予防・軽減に取り組みます。

6. 救済・是正

Br.HD グループにおいて、人権に関する負の影響の原因となったり、助長したことが判明した場合、是正・改善・再発防止などの措置をとります。または、是正のための取り組みに協力することにより、これらの負の影響に対処します。

7. 対話・協議

Br.HD グループにおいて、人権に関して負の影響が生じた場合、関連するステークホルダーと誠意をもって対話や協議を行い、人権尊重の取り組み改善に努めます。

8. 教育・研修

Br.HD グループは、本方針を周知徹底させるため、すべての役員および従業員に対して、教育や研修を実施します。

9. 情報開示

Br.HD グループは、本方針に基づく人権尊重の取り組みについて、Web サイト等を通じて開示します。